

令和4年6月1日より 就労証明書の押印が、**原則不要**になります。

最上町では、認定こども園や保育所等への入園申込や入園後の現況届提出の際、保護者様の保育必要性の事由が「就労」である場合に、その証明書類として就労証明書の提出をお願いしています。

これまで、提出いただく就労証明書には、保護者様の勤務される事業者が作成したものであることを担保するため押印欄を設けていましたが、令和4年6月1日以降に配布する就労証明書の様式から押印欄を削除し、就労証明書の押印を原則不要とします。

※押印欄のある就労証明書様式(旧様式)をお持ちの場合、旧様式をご利用いただき、押印欄に押印をしないでご提出いただいても構いません。

ご注意ください!

事業者名が記載されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データを無断で作成し、または改変を行った時は、申請内容に虚偽があるものとして、給付認定を取り消し、教育・保育給付認定の場合は返還していただくことがあります。

上記の場合、就労証明書の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性があります。

就労証明書の押印は原則不要となりますが、就労証明書の提出に当たっては、これまでと同様、必ず勤務先の事業者が作成した証明書の提出をお願いしています。

メールで提出いただく場合の留意点について

- ① 「就労証明書」は最上町のホームページよりダウンロードすることが可能です。
最上町ホームページ【<https://town.mogami.lg.jp>】→「各課の業務・公開資料」→「申請書ダウンロード」→「こども支援課」→「就労証明書(電子メール用)」からダウンロードください。
※1~4の項目については、プルダウンリストから該当するものを選択してください。
 - ② 提出の際はPDFデータをお願いします。なお、可能な限り保護者(就労者)の方より保護者記入欄を記入いただいたうえでPDFデータを作成いただきますようご協力願います。
また、発送先が把握できるよう業務用のアドレスを使用いただき、私的なアドレスは使用されませんよう、お願いいたします。
 - ③ 業務ご多忙の折とは存じますが、保護者(就労者)より作成依頼がありましたら、1週間以内に提出下さりますようお願いいたします。
- ◆提出先メールアドレス：yojihoiku@town.mogami.lg.jp
※令和4年度よりメールアドレスが変更となりましたので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

最上町教育委員会 こども支援課

☎ 0233-43-2247(直通)